

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和7年5月1日（木）～6月4日（水）]
 意見提出者：計8件（法人等5件、個人3件）

意見提出者一覧

個人（3件）	楽天モバイル株式会社	株式会社 NTT ドコモ
KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社	Amazon Kuiper Japan 合同会社

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>3.4/3.5/3.7/4.0GHz の基地局または陸上移動中継局のうち包括免許でも可とする県に長崎県・島根県を加えるべきである。</p> <p>具体的には、別紙6の告示案の別表第一中の3,400MHzを超え3,600MHz以下および3,600MHzを超え4,100MHz以下から島根県、長崎県を削り、別表第二中の3,400MHzを超え3,600MHz以下から島根県、長崎県を削るべきである。</p> <p>なぜなら、このパブリックコメントを書いている2025年5月8日現在、●も、島根県と長崎県においては、●としているからである。●としている県まで個別免許のままとしておく合理性はないと思われる。</p>	<p>3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域は、当該宇宙無線通信を行う無線局の無線設備の設置場所、基地局の開設状況、それらの無線局の免許人との混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約等を勘案して定めています。</p> <p>御指摘については、上記の事項を勘案し、当該告示する地域とすることが適当であることから、原案のとおりとします。</p>	無
2	個人	<p>1. 別紙2の第1条（施行規則の改正）で冗字. 第15条の3 2号で、改正前として「(19) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」とあるうち、「第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）」の部分が余計ではないか. R2 総務省令78での当初(15)としての新設、のちR6 総務省令89で繰り下げた(17)、R7 総務省令45での同(19)を通じ、当該部分が条文中に存在したことはない。</p> <p>2. 同号での項番誤り. 改正後として「(22) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準又は同条第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」とあるのは、正しくは「(25)」ではないか. R7 総務省令45による繰り下げが反映されていない. 改正前の(22)</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>別紙2 第1条 第15条の3 第2号 「改正前」 (19) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの [(20)～(24) 同上] (25) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並び</p>	有

		<p>についても同様である。したがいそれらの前後にそれぞれ「(20)・(21)」「(23)～(29)」とあるのも、正しくは「(20)～(24)」「(26)～(29)」ではないか。</p> <p>3. 別紙7(審査基準の改正)で脱字。五頁 別紙2 第4 1(1)キ(ウ)の3行目で、「令和 年総務省告示第 号」のあとに、「に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置する場合に限る。）」が入るべきではないか。</p>	<p>に第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(26)～(29) 同上〕</p> <p>別紙7 別紙2 第4 1(1)キ (ウ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局(3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局であつて、令和 年総務省告示第号に掲げる地域に無線設備を設置する場合に限る。)にあつては、免許規則別表第2号の4注17(7)に基づき記載した具体的な設置場所に関し、当該場所に無線設備を設置する無線局が3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局(予備免許を受けているものを含む。)にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないことについて、当該宇宙無線通信を行う無線局の免許人(当該宇宙無線通信を行う無線局を開設することを目的として申請者との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。)との間で合意していること。</p>	
3	個人	<p>要望の趣旨 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する放送事業用無線局及び宇宙無線通信を行う無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める告示案(別紙6)のうち</p>	<p>3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものと</p>	無

		<p>1. 別表第一、別表第二「3,400MHz を超え 3,600MHz 以下」欄の「沖縄県」とあるのを「●」としていただきたい。</p> <p>2. 別表第一、別表第二「3,400MHz を超え 3,600MHz 以下」欄及び別表第一「3,600MHz を超え 4,100MHz 以下」欄の「鹿児島県」とあるのを「●」としていただきたい。</p> <p>要望の理由</p> <p>1. ●は、沖縄県において●は、●である。沖縄県全域を個別免許のままとしておくのは、合理性に欠ける。</p> <p>2. ●は、鹿児島県において●は、●である。鹿児島県全域を個別免許のままとしておくのは、合理性に欠ける。</p> <p>なお、省令において島を限って地域を指定することは可能であり、例えば、労働基準法の一部を改正する法律附則第六条第三項の職業及び日を定める省令（平成十一年労働省令第五十号）の別表がある。</p>	<p>して総務大臣が別に告示する地域は、当該宇宙無線通信を行う無線局の無線設備の設置場所、基地局の開設状況、それらの無線局の免許人の間の混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約等を勧奨して定めています。</p> <p>当該告示する地域は、免許申請手続の効率性等を踏まえ、都道府県を単位としていることから、御指摘については原案のとおりとしますが、今後、周波数の共用に関する状況や関係事業者の御意見等を踏まえつつ、必要に応じ、見直しを検討してまいります。</p>	
4	楽天モバイル株式会社	<p>包括免許の対象拡大や陸上移動局の包括免許の簡素化、許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直し等の制度改正に賛同いたします。</p> <p>当該措置により、基地局の迅速な展開を促進し、通信サービスの向上に資するものと期待しております。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
5	株式会社 NTT ドコモ	<p>他の無線システムと共用する周波数帯における、共用調整が不要な地域等への基地局包括免許の適用は、基地局開設にあたり事前審査が必要であったところ、事後届出での対応が可能となることから、サービス提供の迅速化につながるものと考えます。また、陸上移動局の包括免許の簡素化、および許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直しについても、これまで以上に柔軟かつ迅速なサービス提供に寄与するものであることから、本改正内容に賛同いたします。</p> <p>引き続き 5G 等のモバイルネットワークの迅速かつ効率的な展開のため、無線局関連制度等の見直しについて、技術の進展や経済社会情勢の変化に応じて適時適切に進めていただくことを希望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
6	KDDI 株式会社	<p>携帯電話サービスは多数の無線局によって実現されています。そのため、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」の報告書にも記載されている免許手続きに要する負担軽減について、当社も期待しております。</p> <p>お客様の多様な利用ニーズに応えるためには、より迅速に基地局を展開することが必要であると考えます。本改正案は免許手続きの効率化を実現するものであり、免許人の負担が軽減されることで、より機動的な基地局展開につながることから、原案に賛同いたします。また、本省令等が速やかに施行されることを希望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
7	ソフトバンク株式会社	<p>本改正案である携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備については、免許手続の効率化や通信需要に応じた機動的な基地局開設を実現するためであり、事業者にとっても非常に有益な制度整備であると考</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無

		<p>えます。</p> <p>また、公布の日から施行されるとのこと、感謝するとともに、速やかな公布を希望致します。</p>		
8	Amazon Kuiper Japan 合同会社	<p>28GHz 帯における包括免許の使用に関する省令改正③に関して、貴省は 27-31GHz 帯における固定衛星サービスの通信端末の運用に混信その他の有害な影響を及ぼす実質的なおそれがない屋内その他の場所で運用される基地局等に限って包括免許を認めることを提案されています。このような包括免許は個別に高度な干渉評価や調整の実施を必要としないことから、弊社は、調整の行われていない基地局等の展開は固定衛星サービスの通信端末との共用が予想される状況においてのみ認めるとの貴省のご提案を評価いたします。また、この点について、弊社は、基地局等に対する包括免許が固定衛星サービスの通信端末の運用に悪影響を及ぼすことのないよう配慮される貴省のご尽力を支持いたします。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>27.0GHz を超え 28.2GHz 以下又は 29.1GHz を超え 29.5GHz 以下の周波数の電波のみを使用する基地局のうち、屋内その他の 27.0GHz を超え 31.0GHz 以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限り、包括免許の対象としております。</p>	無

(注意事項) 第三者の利益を害するおそれがあるため、提出意見の一部を除いています(「●」とした部分)。

その他、記載の明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。